

熊本市自動販売機設置者募集要領

熊本市では、市有施設に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）の選定を条件付一般競争入札にて行います。

参加を希望される方は、この募集要領の内容を承知のうえ、お申し込みください。

1 入札物件

別添入札物件説明書記載のとおり。

2 入札参加資格

入札参加資格は次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 1 8 年告示第 1 0 5 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (4) 個人の場合は熊本市に住所を、法人の場合は熊本市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (5) 熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成 2 1 年告示第 1 9 9 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店若しくは営業所の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (7) 自動販売機設置の入札において、落札者の都合で契約にいたらなかった事実があった場合は、その事実から 3 年を経過していること。
- (8) 熊本市との自動販売機設置の契約期間中において、借受人の都合により解約となった事実があった場合は、その事実から 1 年を経過していること。

- (9) 熊本市公契約条例（令和 7 年条例第 5 4 号）第 8 条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。

3 設置にあたっての条件（全物件共通）

(1) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は物件ごとに別添入札物件説明書記載のとおりとし、更新は行わない。また、熊本市が公用又は公共用に供する必要が生じたとき、設置事業者(借受人)が入札参加資格条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他熊本市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがある。

イ 貸付料

物件の設置場所が建物内であれば入札した価格に 100分の110 を乗じて得た額、建物外であれば入札した価格をもって月額貸付料とする。光熱水費等は貸付料に含まないため、別途納付する必要がある。

なお、月額貸付料は、契約に基づき熊本市の発行する納入通知書により、熊本市が指定する期日までに全額納入すること。なお、金融機関窓口にて支払いの際に振込手数料等が発生した場合については設置事業者の負担とする。

ウ 光熱水費及びその他必要経費

自動販売機の設置に伴い管理上必要とする経費は、設置事業者の負担とし、貸付料とは別に通知するところにより納入すること。なお、金融機関窓口にて支払いの際に振込手数料等が発生した場合については設置事業者の負担とする。設置事業者は、自動販売機の設置に当たり光熱水費を算定するために電気の子メーターを自らの負担にて設置すること。また、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他必要とされる一切の経費についても設置事業者の負担とする。

(2) 管理運営上の遵守事項

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

- イ 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。なお、転倒防止板を設置する場合には、貸付面積に含みませんが、当該転倒防止板は薄型を使用すること。
- ウ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- エ 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- オ 使用済み容器の回収ボックスは、自動販売機設置場所1か所に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- カ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、熊本市の指示に従うこと。
- キ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において迅速に対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- ク 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ケ 販売品目及び販売価格は、別添入札物件説明書記載のとおりとし、酒類の販売は行わないこと。
- コ 熊本市が電気設備の点検等のために停電させる場合には、協力すること。
- サ 設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種とすること。
- シ デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものとする。

(3) 原状回復等

設置事業者は、設置期間が満了し、又は契約が解除された場合には、本契約の終了の日までに、原状回復すること。また、設置事業者は、熊本市に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することはできない。

4 入札参加資格申請書類提出

(1) 応募書類（提出部数 各1部）

	No.	提出書類	法人	個人	摘要
申請書	①	入札参加資格申請書兼誓約書 (様式1)	○	○	
添付書類	②	法人登記簿謄本 (発行後3ヶ月以内のもの)	○		現在事項全部証明書
	③	住民票 (発行後3ヶ月以内のもの)		○	
添付書類	④	印鑑登録証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)	○	○	法人の場合は印鑑証明書
	⑤	市税滞納有無調査承諾書 (様式2)	○	○	
	⑥	納税証明書	○	○	消費税及び地方消費税分として 「その3 未納税額がない証明 用」を所轄の税務署で取得
	⑦	役員等名簿及び照会承諾書 (様式3)	○	○	
	⑧	熊本市公契約条例誓約書 (様式4)	○	○	

※ 申請書及び添付書類に記載する代表者の役職名は、法人登記簿謄本の記載と一致させること。

※ 様式については、入札参加資格申請書提出日時点において記載すること。また、熊本市が必要と認める場合は、上記以外にも追加資料の提出を求めることがある。

(2) 提出受付期間

令和8年(2026年)7月6日(月)から令和8年(2026年)7月31日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。ただし、休日は受付を行わない。

(3) 受付場所(郵送先)

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所9階
熊本市財政局財務部資産マネジメント課 自動販売機設置者募集担当
TEL 096-328-2845

(4) 申込み方法

申し込みは、(2)の受付期間内に(3)に直接持参又は郵送により提出するものとする。郵送による申し込みの場合、簡易書留等の配達記録が確認できる手段で、(2)の受付期間内に必ず到着するように郵送すること。

ファックス、電子メールによる受付は行わない。

(5) 入札参加資格者の決定及び通知

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、資産マネジメント課にて資格要件を審査し、結果（入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、熊本市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 熊本市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 入札物件説明書等に対する質問

- (1) 入札物件説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールにより提出する場合は、送信後、受信確認のため資産マネジメント課担当に必ず電話にて連絡すること。

イ 受付期間・受付時間

令和8年（2026年）7月6日（月）から令和8年（2026年）7月31日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。ただし、休日は受付を行わない。

ウ 提出先

4(3)の担当部局

メールアドレス：shisanmanagement@city.kumamoto.lg.jp

TEL：096-328-2845

(2) (1)の質問があった場合に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。(なお、熊本市ホームページにも掲載する。)

ア 閲覧期間

令和8年(2026年)8月12日(水)までに開始し、令和8年(2026年)10月22日(木)までとする。

イ 閲覧場所

4(3)の担当部局

8 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

9 入札等

(1) 4(5)の通知により入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。

ア 入札日時

令和8年(2026年)10月22日(木)13時30分～

※ 物件番号順に入札を実施する。

イ 入札場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所 6階入札室

ウ 入札方法

入札書を持参して行うこととし、郵送及び電送(ファックス、電子メール等)によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。

(2) 入札金額は、月額貸付料を記載すること。建物内物件は、月額貸付料に消費税がかかるため、入札金額は消費税を抜いた(110分の100に相当する)金額を記

載すること。建物外に設置する自動販売機に関しては、記載された金額は土地の月額貸付料となり、消費税はかからない。

- (3) 入札の最低貸付料は、「熊本市行政財産使用条例第5条別表の運用について（平成10年3月25日制定）」で定められた額（建物内は月額1,000円/㎡（税込）、建物外は月額500円/㎡に貸付面積を乗じた額）となる。必ずこれ以上の金額（建物内については税抜の月額）を記載しなければならない。
- (4) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に2に規定する入札参加資格を満たさなくなった場合は、入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

10 落札者の決定方法

- (1) 最低貸付料以上の金額のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

11 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除する。ただし、落札者の都合で契約にいたらなかった場合には、今後3年間この入札への参加はできないものとする。
- (3) 契約の手続
落札者は、原則として物件ごとに、賃貸借契約を熊本市と締結することになります。契約に関しては、各施設の所管課が落札者に連絡し、必要な手続きの説明や、契約書の作成を行うものとする。
- (4) 契約保証金

落札者は、貸付料の3ヶ月分に相当する金額以上の契約保証金を契約締結の時に納付すること。

(5) 申請書等（添付書類を含む）に関する事項

- ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められない。
- イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとる。

(6) 入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間の期間に、入札参加資格があると認めた者の入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する入札参加資格確認の通知に理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、熊本市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面（任意の様式）により説明を求めることができる。

(7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が2に規定する入札参加資格を満たさなくなった場合には、熊本市は契約を締結しないことができる。

(8) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び熊本市財産規則（昭和39年規則第52号）の規定によるものとする。

【地方自治法施行令抜粋】

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三
二条第一項各号に掲げる者

【熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱抜粋】

（契約等の指名対象等からの排除措置）

第3条 熊本市長（以下「市長」という。）は、入札参加希望者等の役員等が排除措置対象者に該当するものとして警察本部から通知があった場合においては、次の各号の区分により措置を講じるものとする。

(1) 警察本部から次のア又はイのいずれかに該当するとの通知があった場合において、当該通知の対象者又は当該対象者が役員等である入札参加希望者等が契約等の相手方として不適当と認められるときは、当該状態が継続している間、一般競争入札において参加資格を認めず、指名競争入札において指名を行わず、随意契約の相手方（その候補として選定された者を含む。）とせず、及び指定管理者の候補者とししない。

ア 暴力団等の構成員又は暴力団等関係者と認められるとき。

イ 暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。